司法崩壊～最高裁と大手法律事務所の癒着

後藤秀典

東京電力、国、裁判所、大手法律事務所の蜜月

「巨人阪神戦で審判が巨人のユニホームを着ているような話だが、経産省の官僚や裁判官がみな東電のユニホームを身につけているのである。」

佐高信 評論家
（日刊ゲンダイ2023・10・29）

最高裁第一小法廷

裁判官　安浪亮介
岡正晶
堺徹
宮川美津子　TMI総合法律事務所の弁護士出身
中村慎

係属

だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜

原告
福島第一原発事故で
愛知県・岐阜県に避難した人々

被告
東京電力
代理人 TMI総合法律事務所の弁護士
国

最高裁判事、女性が３人に…知的財産分野が専門の宮川美津子弁護士が就任へ

2023/10/06 11:29

この記事をスクラップする

政府は６日の閣議で、１１月５日に定年退官する山口厚・最高裁判事（６９）の後任として、第一東京弁護士会所属の宮川美津子弁護士（６３）を任命する人事を決めた。発令日は１１月６日以降。最高裁の裁判官１５人のうち、女性は２人から３人になる。

最高裁判事に就任する宮川美津子氏（ＴＭＩ総合法律事務所提供）

宮川氏は東大法学部を卒業後、１９８６年に弁護士登録。知的財産分野が専門で、日本弁護士連合会の知的財産センター委員長などを歴任した。

あわせて読みたい

- 女性役員、プライム企業は「２０３０年に３０％」…女性版骨太の方針の原案判明
- 国際刑事裁判所ＩＣＣ・赤根智子判事、戦争犯罪に法整備

読売新聞　2023年10月6日

宮川美津子氏略歴

1986年　4月　第一東京弁護士会登録　西村眞田法律事務所勤務
1990年 10月　TMI総合法律事務所勤務
1994年　3月　ニューヨーク州弁護士資格取得
1994年　5月　TMI総合法律事務所に復帰
1995年　4月　パートナー就任
2015年　6月　エステー株式会社社外取締役就任（～2023年6月）
2016年　6月　パナソニック株式会社社外監査役就任（～2020年6月）
2019年　6月　三菱自動車工業株式会社社外取締役就任（～2021年6月）
2023年 11月　最高裁判事

※専門は知的財産分野

【入所】深山卓也氏、顧問弁護士就任のお知らせ

2024/11/01

当事務所は、本年１１月１日付で深山卓也弁護士を顧問弁護士として迎えました。
以下、深山卓也弁護士の入所のご挨拶を掲載いたします。

・・・

最高裁第一小法廷

千葉訴訟（第２陣）だまっちゃおれん愛知・岐阜訴訟が係属

安浪 亮介　裁判官→最高裁事務総局畑

岡 正晶　弁護士出身　東京第一弁護士会　梶谷綜合法律事務所代表

堺 徹　検事畑

宮川 美津子 弁護士出身　東京第一弁護士会**TMI総合法律事務所**

中村 愼　裁判官→最高裁事務総局畑

（深山 卓也　２０２４年　９月１日　定年退官
１１月１日　**TMI総合法律事務所顧問就任**）

※だまっちゃおれん　東電側代理人　**TMI総合法律事務所所属の弁護士**

樋口英明氏 元・福井地裁裁判官
（2014年大飯原発運転差止判決）

最高裁から
公平であるのは当たり前
公平らしくあらねばダメ
と再三言われていた。

資料1-3-1　大規模事務所（上位 10 事務所）

（2023 年 3 月 31 日現在）

1	西村あさひ法律事務所（弁護士法人西村あさひ法律事務所 / 弁護士法人 NISHIMURA & ASAHI 法律事務所）	東京都	650
2	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所）	東京都	567
3	森・濱田松本法律事務所（弁護士法人森・濱田松本法律事務所）	東京都	559
4	TMI 総合法律事務所（弁護士法人 TMI パートナーズ）	東京都	557
5	長島・大野・常松法律事務所（弁護士法人長島・大野・常松法律事務所）	東京都	532
6	ベリーベスト法律事務所（弁護士法人ベリーベスト法律事務所 / ベリーベスト弁護士法人 / 弁護士法人 VERYBEST）	東京都	381
7	アディーレ法律事務所（弁護士法人アディーレ法律事務所 / 弁護士法人 Adlre 法律事務所）	東京都	235
8	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（渥美坂井法律事務所弁護士法人）	東京都	186
9	シティユーワ法律事務所（弁護士法人シティユーワ法律事務所）	東京都	179
10	弁護士法人大江橋法律事務所（弁護士法人大江橋法律事務所）	大阪府	160

浪江町区域図

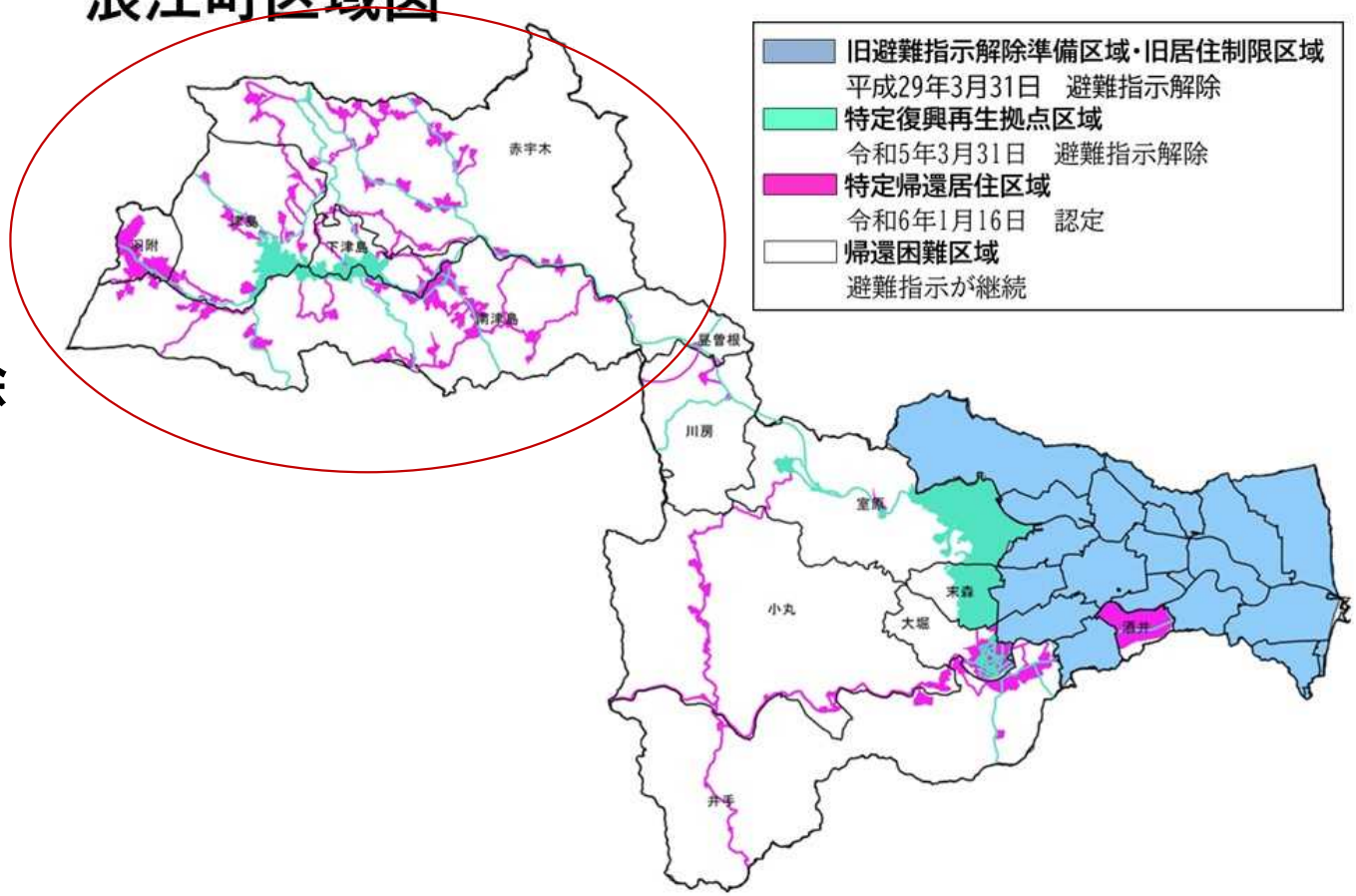

浪江町津島

全面積の１．６％のみ避難解除

元々の住民の帰還は2世帯のみ

福島県避難者数

２５,７８９人(今年８月１日)

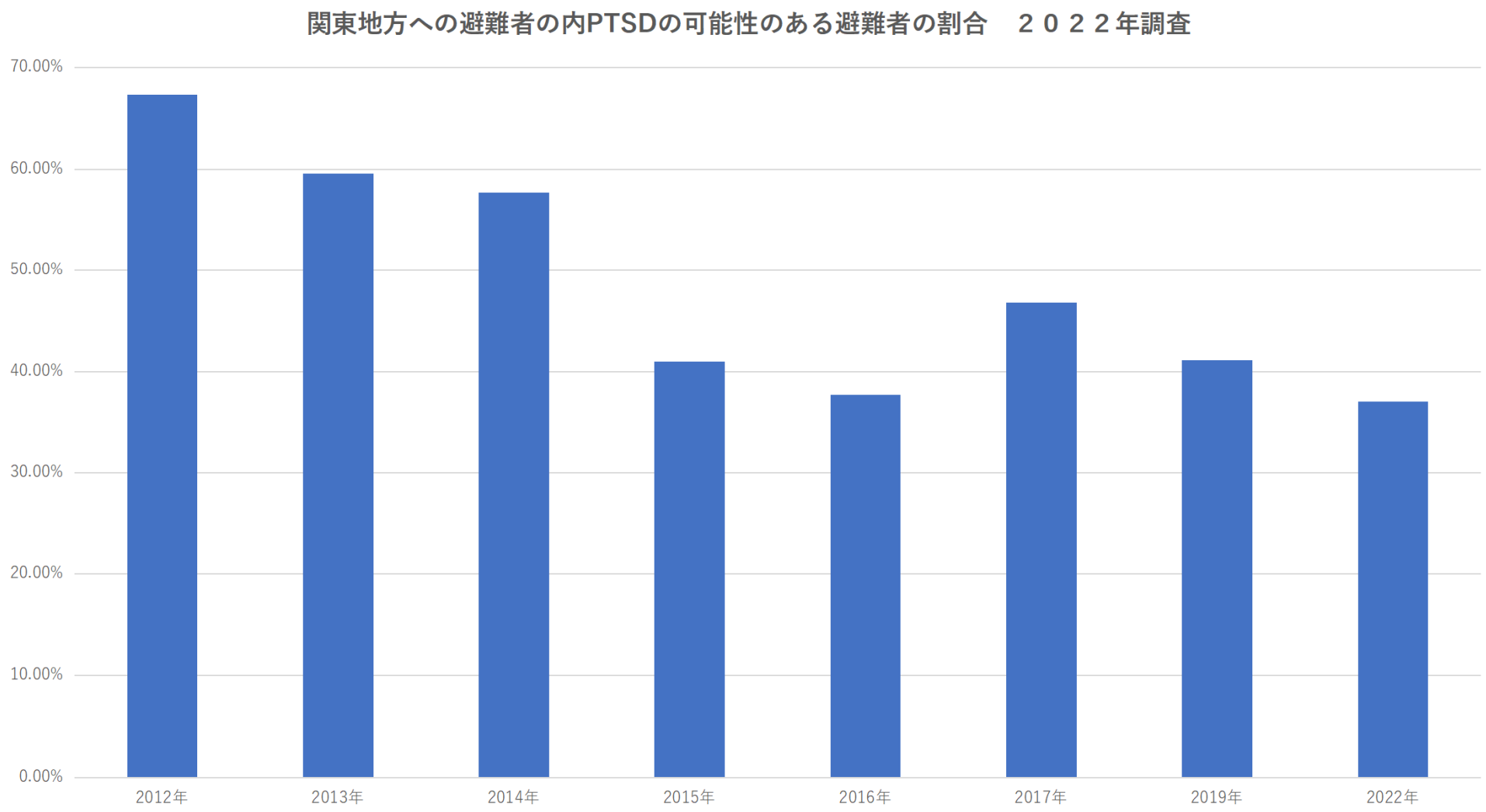

※IES-R　25点以上の避難者の割合
早稲田大学災害復興医療人類学研究所など

フクシマ型PTSD

２０２１年以降下がり続けてきたが、２０１７年から４割前後で横ばい。

＜理由＞

事故責任の所在が不明確だとPTSDが長引く

２０１７年、国による避難解除、それに基づき賠償、住宅提供などが打ち切られる

賠償に対する不満、失業、いじめがストレスの大きな原因となっている。

＝国や行政による構造的な暴力が繰り返されてきた

津島訴訟現地進行協議でのTMI弁護士のふるまい

2023年5月25日　仙台高裁1回目

「こちらの原告の世帯には住居取得費用として〇〇円を支払った。土地建物の賠償など総額〇〇円を支払っている。そして、〇〇市に〇〇平方メートルの土地を取得した…」

拡声器を使って読み上げる。

2024年10月18日　仙台高裁2回目

マイクは使わなかったが‥

Career 経歴 前田后穂 弁護士

TMI総合法律事務所
ウェブサイトより

1979年 生	
1998年 3月	東京都立戸山高等学校卒業
2003年 3月	明治学院大学法学部法律学科卒業
2006年 3月	明治学院大学法科大学院卒業
2007年 10月	最高裁判所司法研修所入所
2008年 12月	東京弁護士会登録
2009年 1月	フロンティア・マネジメント株式会社入社
2010年 4月	奥野総合法律事務所出向
2012年 4月	フロンティア・マネジメント株式会社復職
2017年 1月	同社退職
2017年 1月	原子力委員会原子力規制庁入庁
2021年 6月	退官
2021年 7月	TMI総合法律事務所勤務

Career 経歴 森川 久範弁護士

TMI総合法律事務所
ウェブサイトより

1975年　生	
1994年　3月	白陵高等学校卒業
2002年　3月	京都大学法学部卒業
2002年　4月	最高裁判所司法研修所入所
2003年 10月	検事任官 以後、東京地方検察庁等にて勤務
2015年　4月	東京弁護士会登録
	TMI総合法律事務所勤務
2017年 11月	原子力規制委員会原子力規制庁勤務
2020年 11月	TMI総合法律事務所勤務
2022年　1月	カウンセル就任
2023年　1月	パートナー就任

前田氏・森川氏が被告国指定代理人

大飯原発運転差止訴訟（京都地裁）

生業訴訟（福島地裁）

千葉訴訟（東京高裁）

大間原発建設差止訴訟（東京地裁）

津島訴訟（福島地裁）

小林　勝
桝野龍太
前田大輔
坂上　陽
笠原達矢
大城朝久
仲村淳一
森川久範
前田后穂
野田直志
吉田匡志
海田孝明
田上雅彦
井藤志暢
末永憲吾
小西美菜子

2021年 6月　　前田氏原子力規制庁退庁

7月　　津島訴訟一審判決

TMI所属 津島訴訟東電代理人就任

「監視する」側の原子力規制庁の職員が、
退職したとたん、「監視される」側の
東京電力の代理人になことに問題はないのか？

ＴＭＩ総合法律事務所回答

「同弁護士〔前田弁護士〕は、
東京電力の訴訟代理人への就任について、
原子力規制庁及び東京電力の双方から承諾を得ているとのことです。したがいまして、貴殿からご指摘いただいた問題は生じないと考えられますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします」

Career 経歴 小林 勝氏TMI参与

TMI総合法律事務所
ウェブサイトより

1954年	生	
1973年	3月	東京都立墨田川高等学校卒業
1978年	3月	千葉工業大学土木工学科卒業
1978年	4月	通商産業省（現経済産業省）入省
2004年	6月	経済産業省産業技術環境局研究開発調整官
2009年	6月	原子力安全・保安院原子力発電安全審査課耐震安全審査室長
2012年	9月	原子力規制庁安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）
2016年	4月	原子力規制庁長官官房耐震等規制総括官
2020年	3月	原子力規制庁退官
2020年	4月	原子力規制庁長官官房法務部門技術参与（～2022年 5月）
2022年	5月	TMI総合法律事務所参与就任

このたび、TMI総合法律事務所に参与として入所いたしました小林 勝でございます。

今後、当事務所の多くの一流の弁護士をはじめとした様々な専門家の方々と交流させていただきつつ、私の原子力規制関係の経験を活かし、クライアントの皆様への貢献に少しでもお役に立てればと考えております。

2011年に福島第一原子力発電所が過酷事故に至った当時、私は、原子力安全・保安院に在籍し、原子力規制機関による安全審査の責任者のひとりとして、このような事故を二度と起こしてはならないと心に決めました。その後、新たに設置された原子力規制委員会発足時から、地震・津波安全対策担当の管理官として、人と環境を守ることを最優先に、原子力の安全管理の立て直しを、有識者の方々などの意見を拝聴しつつ進めて参りました。

このような経験を、原子力分野のクライアントの方の信頼や満足を得るような提案につなげられるよう努力させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

TMI総合法律事務所
ウェブサイトより

原子力規制委員会設置法附則六条３

原子力規制庁の職員については、
原子力利用における安全の確保のための
規制の独立性を確保する観点から、
その職務の執行の公正さに対する
国民の疑惑又は不信を招くような
再就職を規制することとするものとする。

一　原子力規制庁職員の退職後の動向について

1　①　個々の退職者とのやり取りについては回答を差し控えるが、前田氏の東京電力の訴訟代理人への就任について、当庁が、前田氏やTMI 総合法律事務所と合意した事実はない。

②　見解を述べる立場にない。

（Q.前田氏が、原子力規制庁を退官した直後に「ふるさとを返せ　津島原発訴訟」で東電の代理人に就いたことに対する見解）

③ TMI 総合法律事務所は、国家公務員法で再就職について規制されている利害関係企業にはあたらないことから、退職者が TMI 総合法律事務所に再就職することについて国家公務員法上の問題は無いと考えている。

また、原子力規制庁長官官房人事課で平成２８年に原子力規制委員会職員の再就職規制の考え方について整理し、職員に周知しているが、その考え方に照らしても問題は無いと考えている。

年に原子力規制委員会職員の再就職規制の考え方

国民の疑惑や不信を招くおそれがある原子力事業者、原子力発電炉メーカ等への再就職については注意が必要である。
利害関係企業以外及び 原子力事業者や原子力発電炉メーカ等**以外への就職活動であっても、その団体事業内容および活動等を踏まえて慎重な判断が必要となる**

TMI総合法律事務所、原発関連訴訟、裁判所、国との関係

＜原発避難者訴訟＞

津島訴訟・浪江訴訟・九州訴訟・だまっちゃおれん訴訟で東京電力代理人

＜原発差止関連訴訟判事＞

女川原発差止訴訟　仙台地裁住民敗訴判決（1994年）

※住民側控・上告が棄却され確定

塚原朋一 仙台地裁裁判長 ➡知財高裁所長➡ TMI顧問（2010～2013）

もんじゅ訴訟最高裁で住民側逆転敗訴判決（2005年）※高裁初の住民側勝訴

泉徳治　元・最高裁第一小法廷裁判長
才口千晴　元・最高裁第一小法廷判事 ➡ TMI顧問

＜国（保安院・原子力規制庁）＞

森川久範弁護士　TMI ➡原子力規制庁➡ TMI顧問

前川后穂弁護士　ﾌﾛﾝﾃｨｱﾒﾈｼﾞﾒﾝﾄ ➡原子力規制庁➡ TMI顧問

小林勝氏　通産省➡原子力・安全保安院➡原子力規制庁　TMI参与 ➡

＜最高裁判所＞

宮川美津子　TMIパートナー ➡ 最高裁判事（2023年11月～）

深山卓也　最高裁判事 ➡TMI顧問弁護士（2024年11月～）

２０２２年６月１７日

福島第一原発事故損害賠償訴訟　最高裁判決

	高裁判決	
生業訴訟	東電に責任あり	国に責任あり
千葉訴訟（第一陣）	東電に責任あり	国に責任あり
愛媛訴訟	東電に責任あり	国に責任あり
群馬訴訟	東電に責任あり	国に責任なし

福島第一原発損賠訴訟　最大の争点

２００２年 地震調査研究推進本部

「長期評価」（三陸沖から房総半島にかけて地震活動の長期評価について）の信頼性

マグニチュード８以上の津波地震が、
３０年以内に２０％の確率で起こる。

２００８年 東電の計算

この地震で15.7メートルの津波が
福島第一原発に押し寄せる。

2022年6月17日　最高裁第二小法廷判決

経済産業大臣が、本件長期評価を前提に……
規制権限を行使して……
東京電力がその義務を履行していたとしても……
本件事故と同様の事故が発生するに
至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

たとえ事故前の予測に基づいて、国が東京電力に対策を取らせていたとしても、想定を超える規模の津波が来たので
事故の発生を防ぐことができなかった可能性が高い。
だから国に責任はない

2022年6月17日　最高裁第二小法廷

本件事件前の我が国における原子炉施設の津波対策は、
防潮堤、防波堤等の構造物を設置すること〔が〕……
対策の基本とされていた

株主代表訴訟意見書

国の責任を否定した東京高判（前橋）でさえ、
このような事実の認定はなくむしろ、
水密化という、敷地の浸水を前提とする津波対策が
十分にあり得たことを前提とする判示をしている

地方裁判所・ 高等裁判所

＝事実審

最高裁判所

＝法律審

海渡雄一弁護士

「全く事実に反している。めちやくちゃな恥さらし判決」

「最高裁判決は、実質判断部分というのは４ページしかない。

法令の解釈基準もなければ最大の焦点であった地震調査研究推進本部の『長期評価』に対する判断も欠落させています。どんな対策を建てても無駄だった･･･

水密化などの津波対策を思いつくことすら不可能だったと書いていて、全く事実に反しているわけですよ。

現実に日本でたくさんの水密化の開発が行われている。

海外でも行われています」

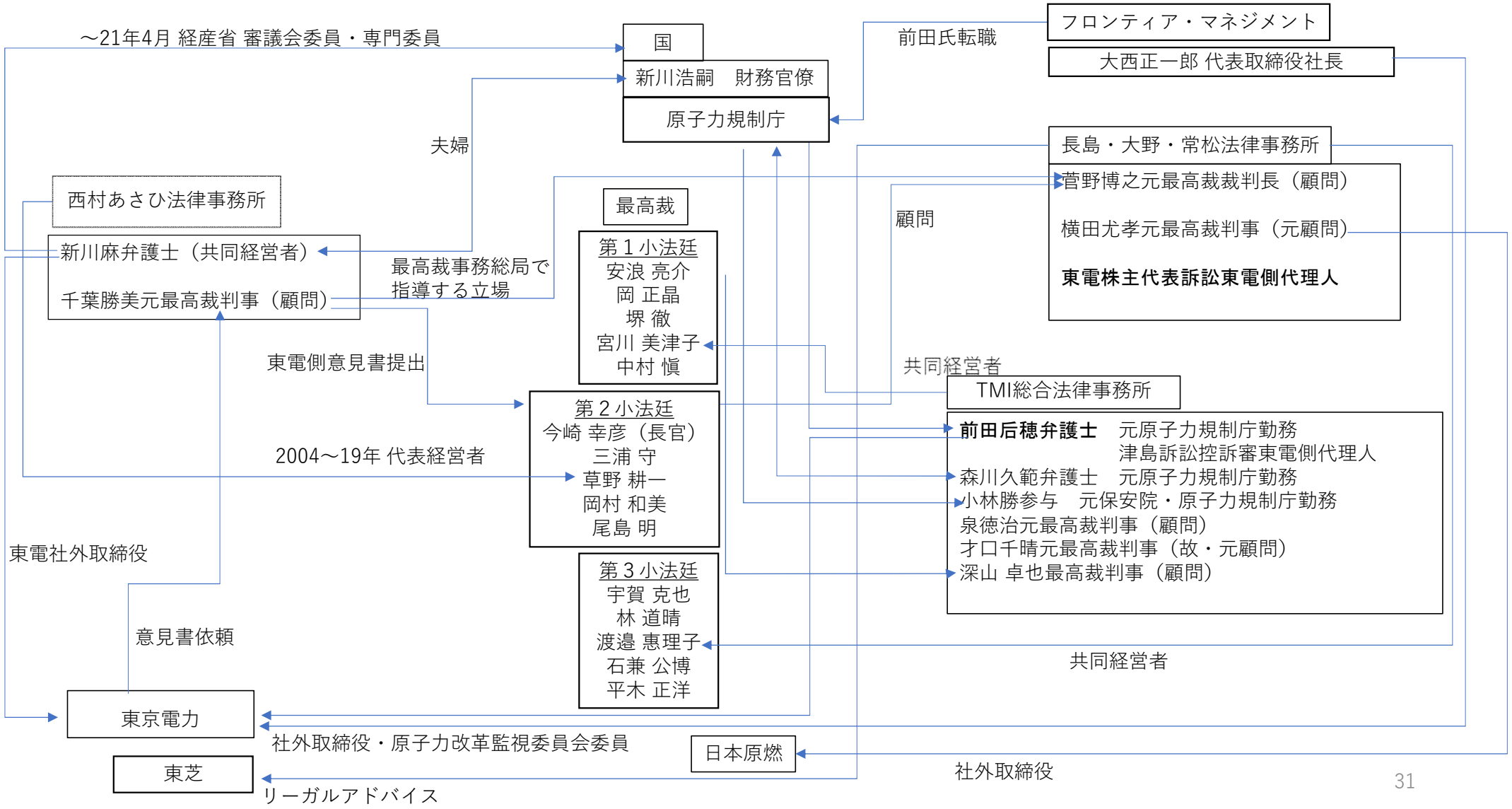
～21年4月 経産省 審議会委員・専門委員
国
新川浩嗣　財務官僚
原子力規制庁
前田氏転職
フロンティア・マネジメント
大西正一郎 代表取締役社長
夫婦
長島・大野・常松法律事務所
菅野博之元最高裁裁判長（顧問）
横田尤孝元最高裁判事（元顧問）
東電株主代表訴訟東電側代理人
顧問
西村あさひ法律事務所
新川麻弁護士（共同経営者）
千葉勝美元最高裁判事（顧問）
最高裁事務総局で
指導する立場
最高裁
第１小法廷
安浪 亮介
岡 正晶
堺 徹
宮川 美津子
中村 慎
東電側意見書提出
共同経営者
TMI総合法律事務所
第２小法廷
今崎 幸彦（長官）
三浦 守
草野 耕一
岡村 和美
尾島 明
2004～19年 代表経営者
前田后穂弁護士　元原子力規制庁勤務
津島訴訟控訴審東電側代理人
森川久範弁護士　元原子力規制庁勤務
小林勝参与　元保安院・原子力規制庁勤務
泉徳治元最高裁判事（顧問）
才口千晴元最高裁判事（故・元顧問）
深山 卓也最高裁判事（顧問）
東電社外取締役
第３小法廷
宇賀 克也
林 道晴
渡邉 恵理子
石兼 公博
平木 正洋
意見書依頼
共同経営者
東京電力
社外取締役・原子力改革監視委員会委員
日本原燃
東芝
社外取締役
リーガルアドバイス

電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図
（2022年6月17日当時）

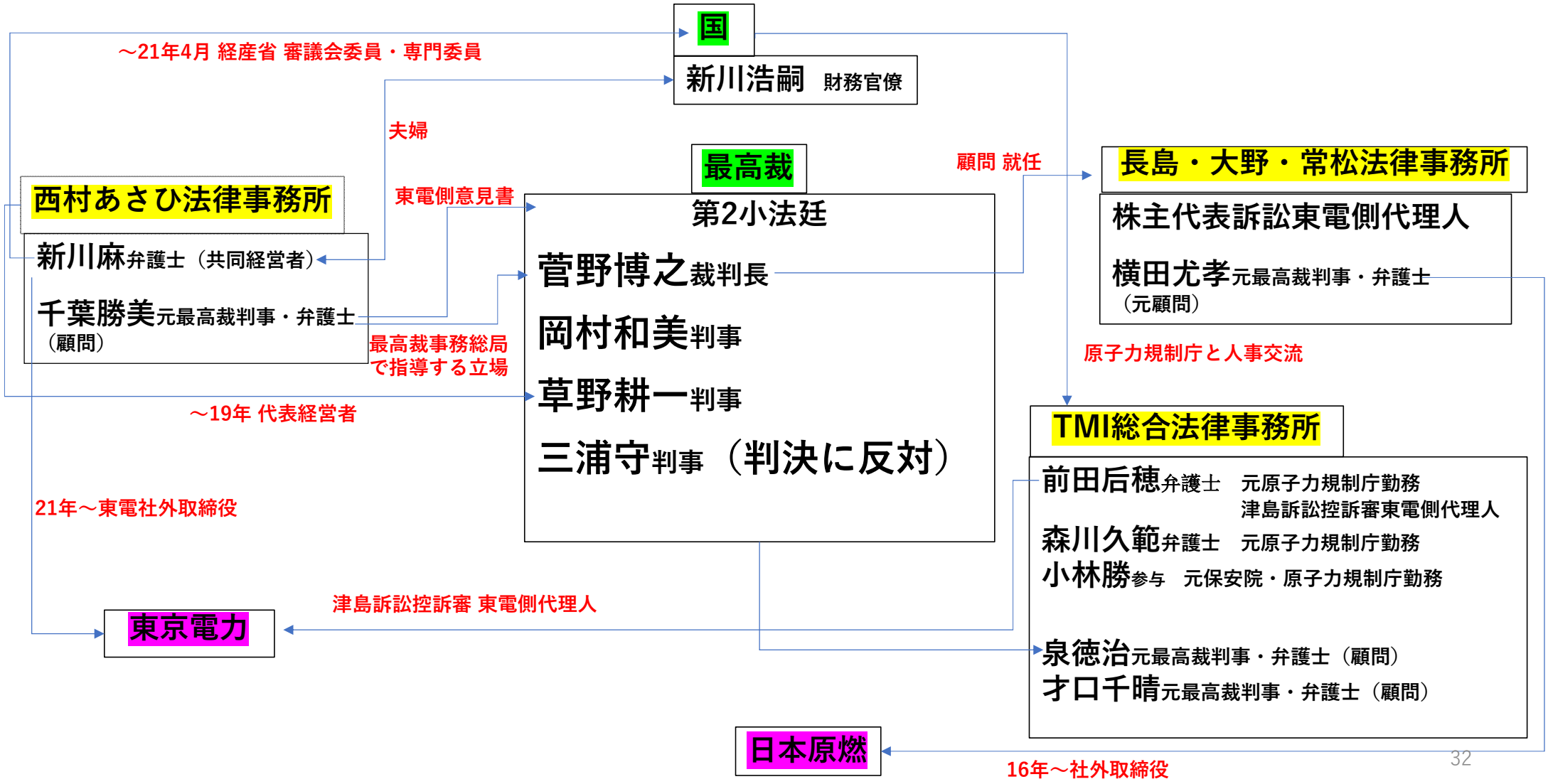

電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図
（2022年6月17日当時）

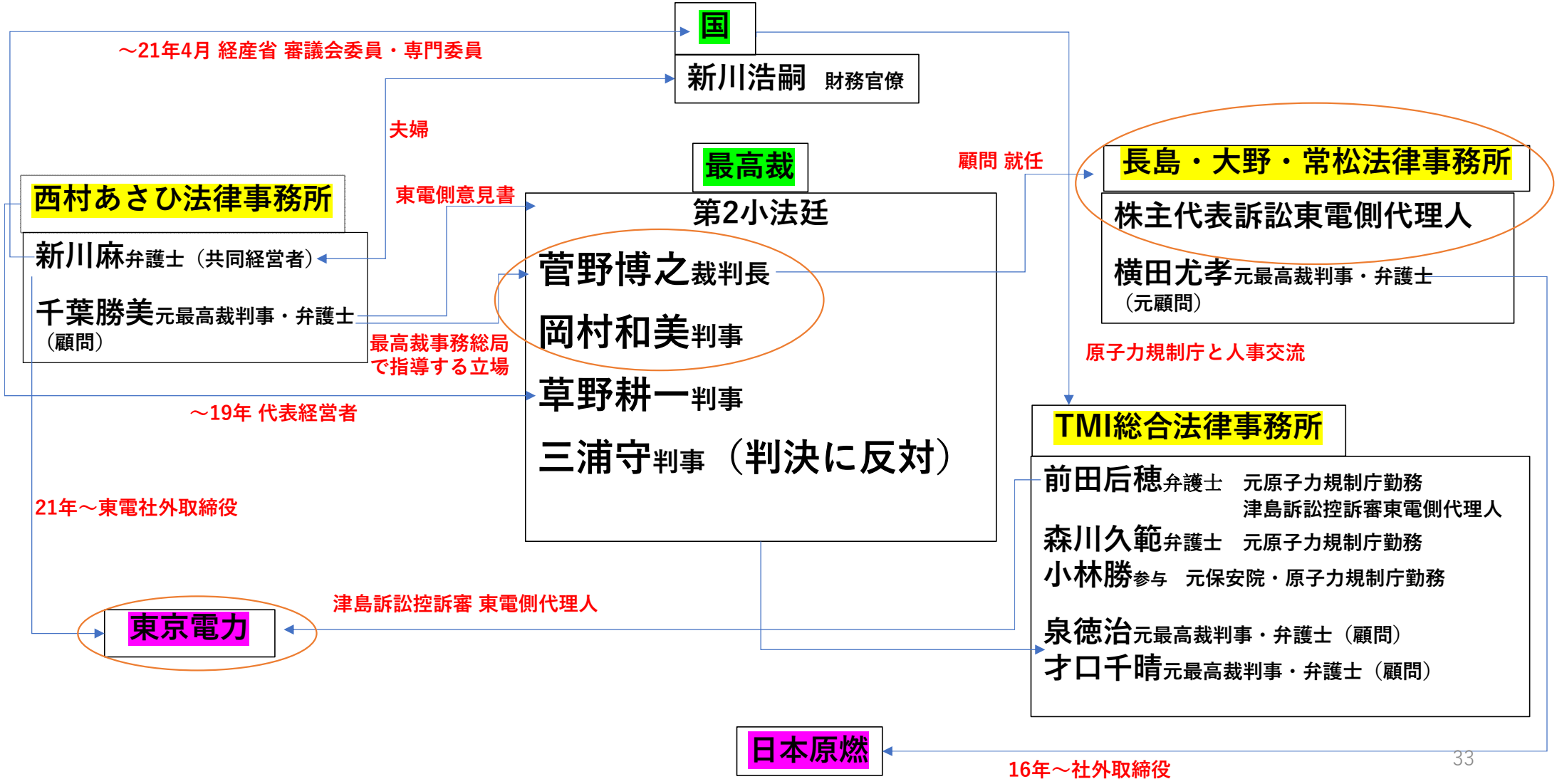

菅野博之裁判長

2022年6月17日　最高裁判決
7月　3日　最高裁定年退職（70歳）
8月　3日　長島・大野・常松法律事務所顧問就任

長島・大野・常松法律事務所所属の弁護士
東電株主代表訴訟で東電側代理人を務める

電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図
（2022年6月17日当時）

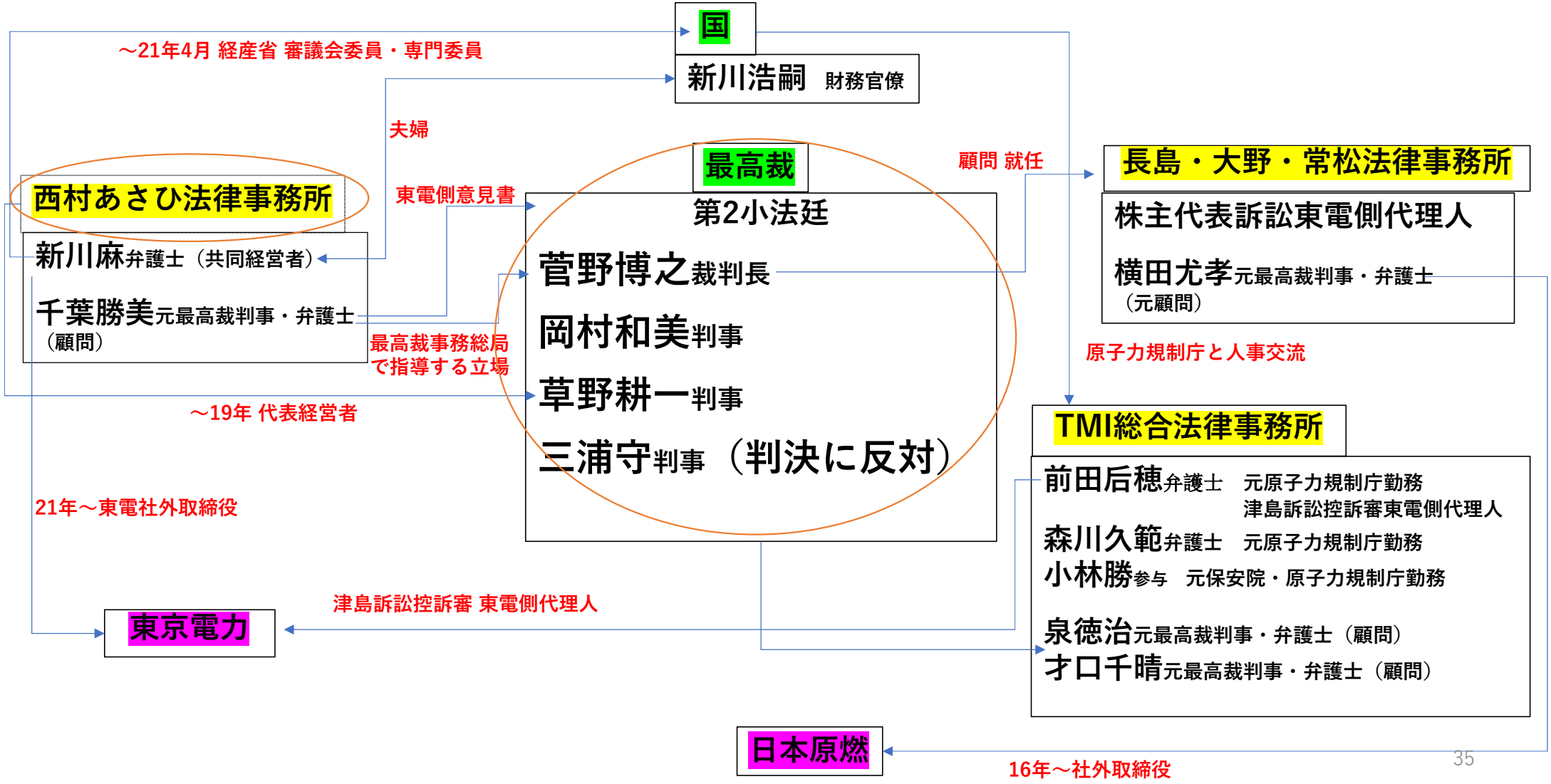

略歴　草野耕一 最高裁判事

昭和53年	東京大学法学部卒業
昭和53年	司法修習生
昭和55年	弁護士登録(第一東京弁護士会)
昭和61年	ハーバード大学修士(LL.M.)
平成16年（2004年）	西村あさひ法律事務所(当時の名称「西村ときわ法律事務所」)代表パートナー
平成19年	東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
平成25年	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
平成26年	ハーバード大学法科大学院客員教授
平成30年	東京大学博士(法学)
平成31年2月13日（2019年）	最高裁判所判事

電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図
（2022年6月17日当時）

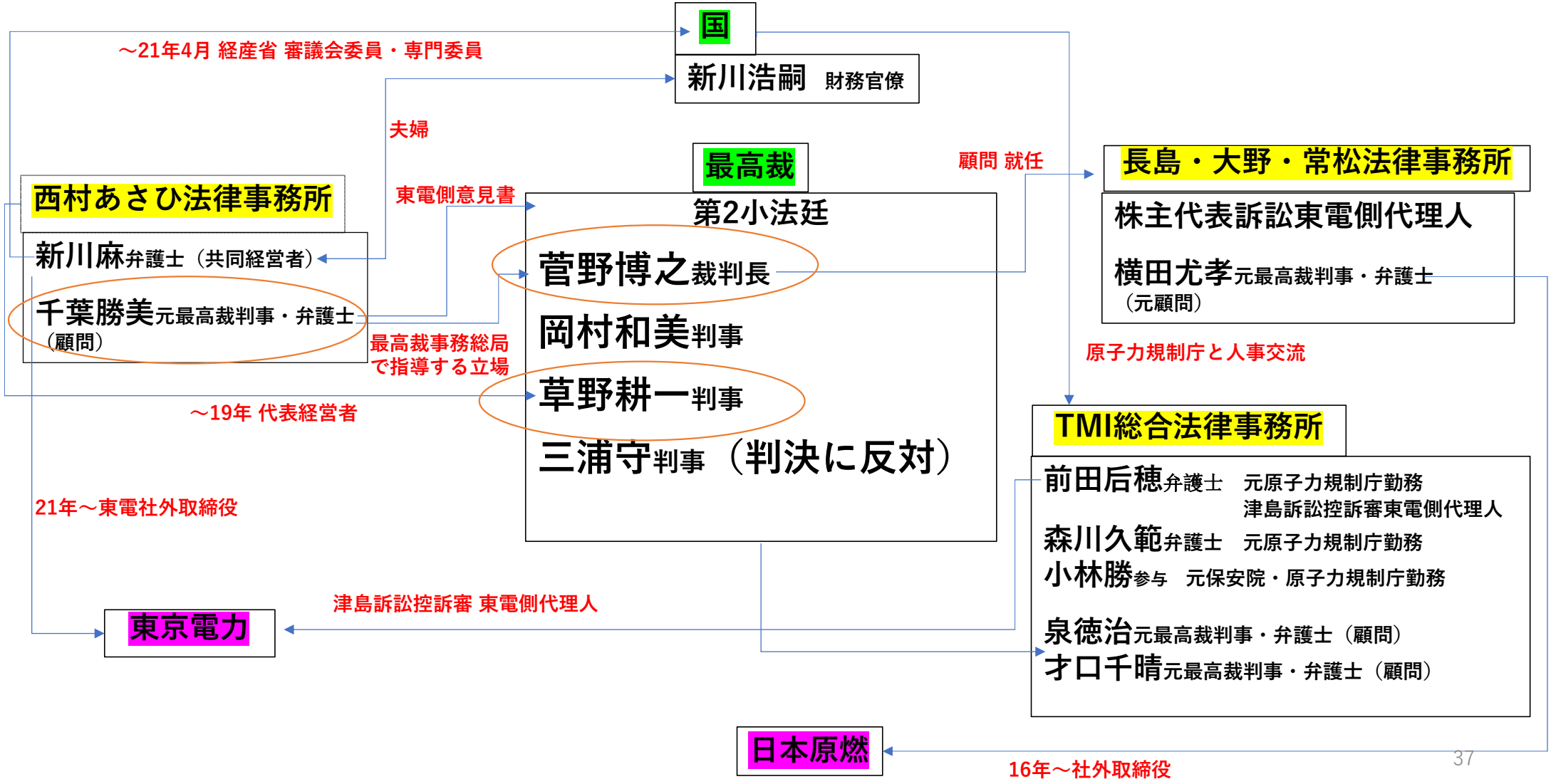

令和２年１２月２８日

最高裁判所　　御中

東京電力福島第一原子力発電所事故損害賠償請求訴訟に関する意見書

元最高裁判所判事・弁護士　　千　葉　勝　美

当職は、東京電力ホールディングス株式会社の訴訟代理人弁護士らより、下記【検討を依頼された事項】についての検討を依頼されたことを受け、当該事項について検討を行った。

検討した結果及びそれに至る過程についての当職の意見を、後記のとおり申し述べる。

（千葉意見書より）

「長期評価」についての扱い

地震による大津波の襲来の確率という事柄であって、その多面性、不確実性、科学的・専門性等を有するものなのである。そうすると、「長期評価」はその性質上多面的な評価が成り立ち得るものであって、それを本件原発事故に対する東京電力の予見可能性・結果回避可能性の根拠と認定し、かつ東京電力がこれに従わなかったとを以て慰謝料額の算定の考慮要素とすることには、疑問が持たれる。

↓

最高裁この通り“多面的な評価”に基づき高裁の事実認定を覆し国の責任を否定した

電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図
（2022年6月17日当時）

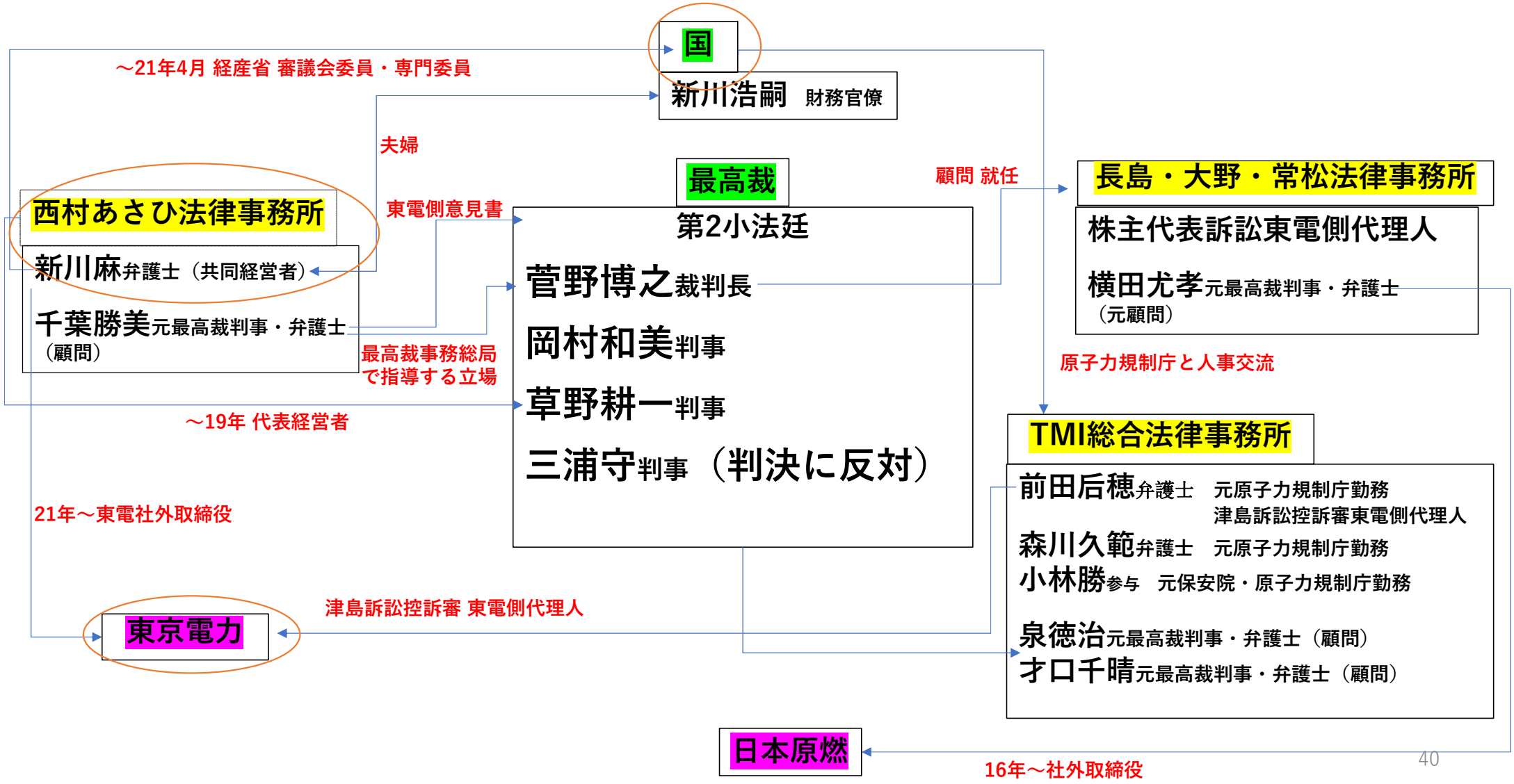

新川麻 弁護士

2012 - 2015	経済産業省 火力電源入札ワーキンググループ　委員
2015 - 2021	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合 専門委員
	同委員会 火力電源入札専門会合　専門委員
2017 - 2021	経済産業省 総合資源エネルギー調査会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会　委員
2018 - 2021	経済産業省 資源エネルギー庁 次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会　委員
2019 - 2021	経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会　委員
2019 - 2022	東京大学大学院法学政治学研究科　客員教授
2019 - 2021	経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会　委員
2020 -	任天堂株式会社　社外取締役
2020 - 2021	経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ　委員
2021 -	東京電力ホールディングス株式会社　社外取締役

夫・新川浩嗣　財務官僚

2018年　安倍晋三内閣総理大臣秘書官
2022年３～　内閣官房気候変動対策推進室長
３～10月 気候変動対策推進のための有識者会議
※資料には原発の活用出てくる
６～　財務省主計局長

最高裁第一小法廷

千葉訴訟（第２陣）だまっちゃおれん愛知・岐阜訴訟が係属

安浪 亮介　裁判官→最高裁事務総局畑

岡 正晶　弁護士出身　東京第一弁護士会　梶谷綜合法律事務所代表

堺 徹　検事畑

宮川美津子 弁護士出身　東京第一弁護士会**TMI総合法律事務所**

中村 慎　裁判官→最高裁事務総局畑

（深山 卓也　２０２４年　９月１日　定年退官
１１月１日　**TMI総合法律事務所顧問就任**）

最高裁第二小法廷

刑事裁判が係属

（今崎 幸彦　最高裁長官） ※審議には加わらず

三浦 守　検事畑

草野 耕一　東京第一弁護士会　西村あさひ法律事務所代表パートナー

岡村 和美　長嶋大野常松法律事務所所属経験あり　消費者庁長官等

尾島 明　最高裁調査官　最高裁上席調査官　最高裁首席調査官

最高裁第三小法廷

いわき市民訴訟が係属

宇賀 克也　学識経験者　東京大学大学院法学政治学研究科教授

林 道晴　裁判官畑

渡邉 惠理子　東京第一弁護士会

長島・大野・常松法律事務所パートナー

石兼 公博　特命全権大使カナダ国

特命全権大使国際連合日本政府代表部

平木 正洋　裁判官畑（刑事）

長島・大野・常松法律事務所と最高裁

横田尤孝	2010～14年	最高裁判所判事
	2010年	志賀原子力発電所2号機運転差止訴訟上告不受理
	2015～20	長島・大野・常松法律事務所顧問
	2016～	日本原燃社外取締役
宮崎裕子	1988～16年	長島・大野・常松法律事務所パートナー
	2017～18年	長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセル
	2018～21年	最高裁判所判事
	2021～	長島・大野・常松法律事務所顧問
渡邉恵理子	1998～21年	長島・大野・常松法律事務所パートナー
	2021～	最高裁判事
菅野博之	2016～22年	最高裁判事
	2022年6月	福島第一原発事故「国に責任はない」判決
	8月～	長島・大野・常松法律事務所顧問

最高裁判事と５大法律事務所の関係

全ての小法廷に原発訴訟と関わりの深い
西村あさひ、長島・大野・常松法律事務所、
TMI総合法律事務所の弁護士出身者が配置された

弁護士出身最高裁判事４人のうち３人は３法律事務所出身者

全員が企業法務専門の弁護士

全員が東京第一弁護士会所属

どんな人たちなのか？

巨大法律事務所のベテラン弁護士

「３人とも、何が正義か、ということに対してあまり見解をもっていない。

人権や正義のことに全然関心がない。

私もあまり関心ない。

関心を持たずにやってきました」

日本のTMI総合法律事務所は、プライベート・エクイティ企業の日本産業パートナーズが率いる投資家グループに対し、東芝を2兆円（152億米ドル）で買収する非上場化案件についてアドバイスを提供しました。

TMI総合法律事務所が主任法律事務所となり、北米および南米についてはDavis Polk & Wardwellが、欧州、中東、アフリカについてはSlaughter and Mayが担当しました。

西村あさひ法律事務所は、東京事務所パートナーの内間裕弁護士が率いるチームが東芝にアドバイスを提供し、東芝の取締役会と特別顧問に対しては、長島・大野・常松法律事務所とモリソン・フォースター法律事務所がアドバイスしました。

この案件で責任者を務めた東京のTMI総合法律事務所パートナー、岩倉正和弁護士は、Asia Business Law Journalに対し、東芝の主要なアクティビスト投資家の一部が、東芝の取締役会に自分たちの代弁者を送り込んだと述べました。

その結果、社長や副社長などの役員だけでなく、アクティビスト投資家とも買収契約について交渉ができたと、岩倉弁護士は述べています。

「交渉手続きは複雑で非常に時間がかかりました。また、東芝は巨大企業なので、デューデリジェンスの精査も広範囲にわたり、煩雑な手続きが必要でした」と同弁護士は述べました。

「さらに、東芝は、原子力関連技術や量子コンピュータ関連技術など、いわゆる機微技術や非常に重要な技術を扱い、所有しているため、買収に関する規制に加えて、該当する50超の国・地域のFDI規制体制（国家安全保障に関する規制など）を徹底的に調査することが極めて重要でした」

アジア・ビジネス・ロウ・ジャーナル
2023年05月18日

なぜ、巨大法律事務所が原発訴訟に参入してきたのか？

河合弘之弁護士①

「マーケットの将来性を見つけたんじゃないですか。電力会社は金持ちだし、金に糸目をつけないだろうということでしょうね。東電は赤字会社だけど、とにかく政府が支えているわけだから、不払いは絶対ないだろうし、こんなにいい商売もないというふうに思っているんじゃないですかね。

なぜ、巨大法律事務所が原発訴訟に参入してきたのか？

河合弘之弁護士②

「銀座のバーのママから、ある弁護士が
こんなこと言ってた、と聞いたんですよ。
『河合さんていうのはいい弁護士だ。
原発裁判をたくさん起こしてくれた
おかげで、俺たちに仕事が
いっぱい入ってきて嬉しいんだよ』」

最高裁判事の最近の退職後

菅野 博之（2022年6月退官）

→**長島・大野・常松法律事務所の顧問**

山口 厚　（2023年11月退官）

→不明

長嶺 安政（2024年4月15日退官）

→**アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問**

戸倉 三郎（2024年8月10日退官）

→「しばらくは『何もしない』ことを一生懸命にやりたい」

（朝日新聞2024年8月7日）

深山 卓也（2024年9月1日退官）

→**TMI総合法律事務所顧問**

いわき市民訴訟仙台高裁判決

（2023年3月10日）

経済産業大臣が技術基準適合命令を2002年末に発していれば…

『重要機器室の水密化』及び『タービン建屋等の水密化』を講じ、本件津波が到来しても、非常用電源設備等が浸水して原子炉が冷却できなくなって炉心溶融に至るほどの重大事故が発生することを避けられた可能性は、相当程度高いものであったと認められる。

いわき市民訴訟仙台高裁判決

（2023年3月10日）

経済産業大臣が…
長期評価によって想定される津波による浸水に対する防護措置を講ずることを命ずる技術基準適合命令を発しなかったことは、電気事業法に基づき規制権限を行使すべき義務を違法に怠った重大な義務違反であり、その不作為の責任は重大であるといえる。

いわき市民訴訟仙台高裁判決(2023年3月10日)

津波の想定や想定される津波に対する
防護措置について幅のある可能性があり
とられる防護措置の内容によっては、
必ず本件津波に対して施設の浸水を
防ぐことができ、全電源を失って
炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことが
できたはずであると断定することまでは
できない。

tbcテレビ65周年

インターネットのプランを比較

HOME | ラジオ | テレビ | ニュース | 天気予報

仙台高裁の小林久起判事が不整脈のため死去"旧優生保護法訴訟"で国の責任厳しく指摘

2024年4月25日(木) 15:25

６・１７最高裁判決前

生業訴訟	国に責任あり
千葉第２陣	国に責任あり
愛媛訴訟	国に責任あり
群馬訴訟	国に責任なし

６・１７最高裁判決後

いわき市民訴訟	国に責任なし
岐阜・愛知「だまっちゃおれん」訴訟	国に責任なし
東京訴訟	国に責任なし
千葉第２陣訴訟	国に責任なし
山形訴訟	国に責任なし
神奈川訴訟	国に責任なし
宮城訴訟	国に責任なし
兵庫訴訟	国に責任なし
新潟訴訟	国に責任なし

千葉地裁２陣判決
（去年12月２２日）
７ページ半は
最高裁の「コピペ」

⑷　以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法４０条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを１審被告東京電力に義務付け、１審被告東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになる。

裁判官は自分で考えてないってことですよ。
コピーしただけですから。
思考を放棄した、停止した。

千葉訴訟 滝沢信 弁護士

４月１０日
いわき市民訴訟上告棄却

主　　文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理　　由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

今崎 幸彦(現・長官)は上告棄却に賛成

よって、上告受理申立てについて、本件申立ての理由によれば本件は民訴法３１８条１項の事件に当たるとの裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一

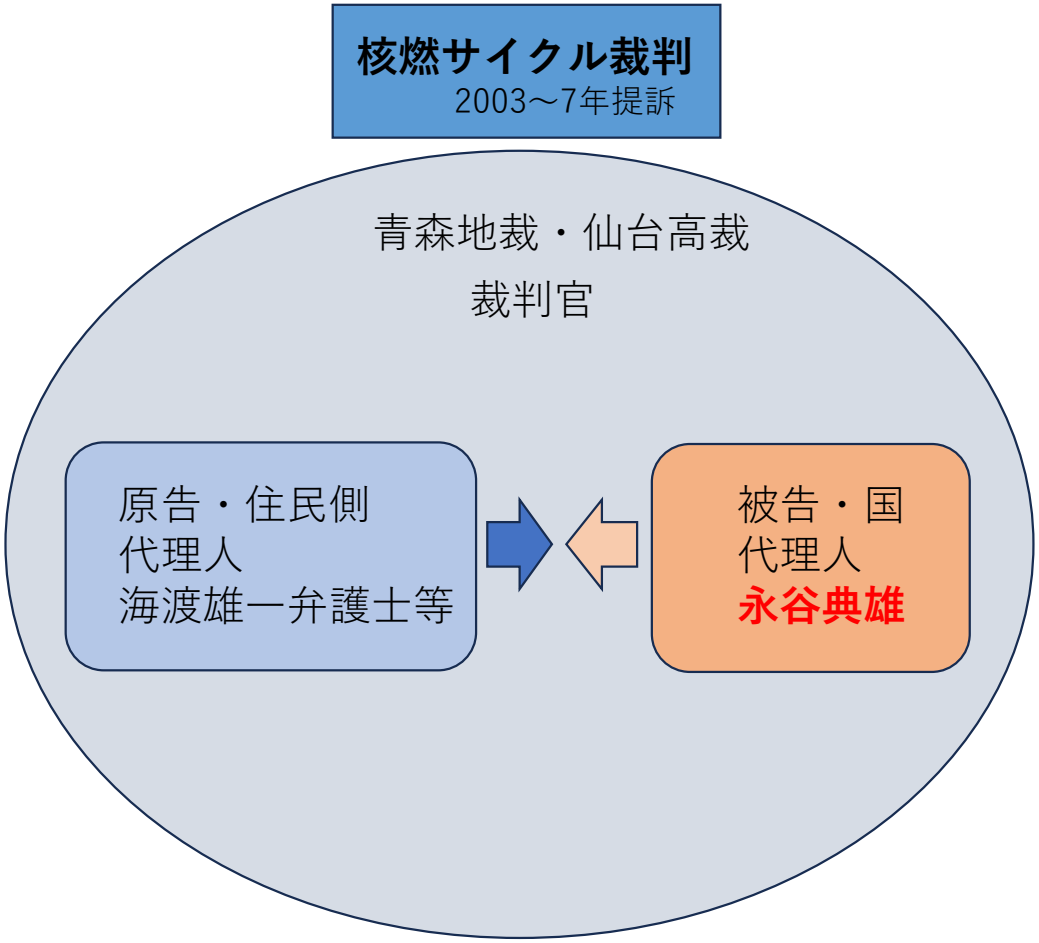
核燃サイクル裁判
2003～7年提訴
青森地裁・仙台高裁
裁判官
原告・住民側
代理人
海渡雄一弁護士等
被告・国
代理人
永谷典雄

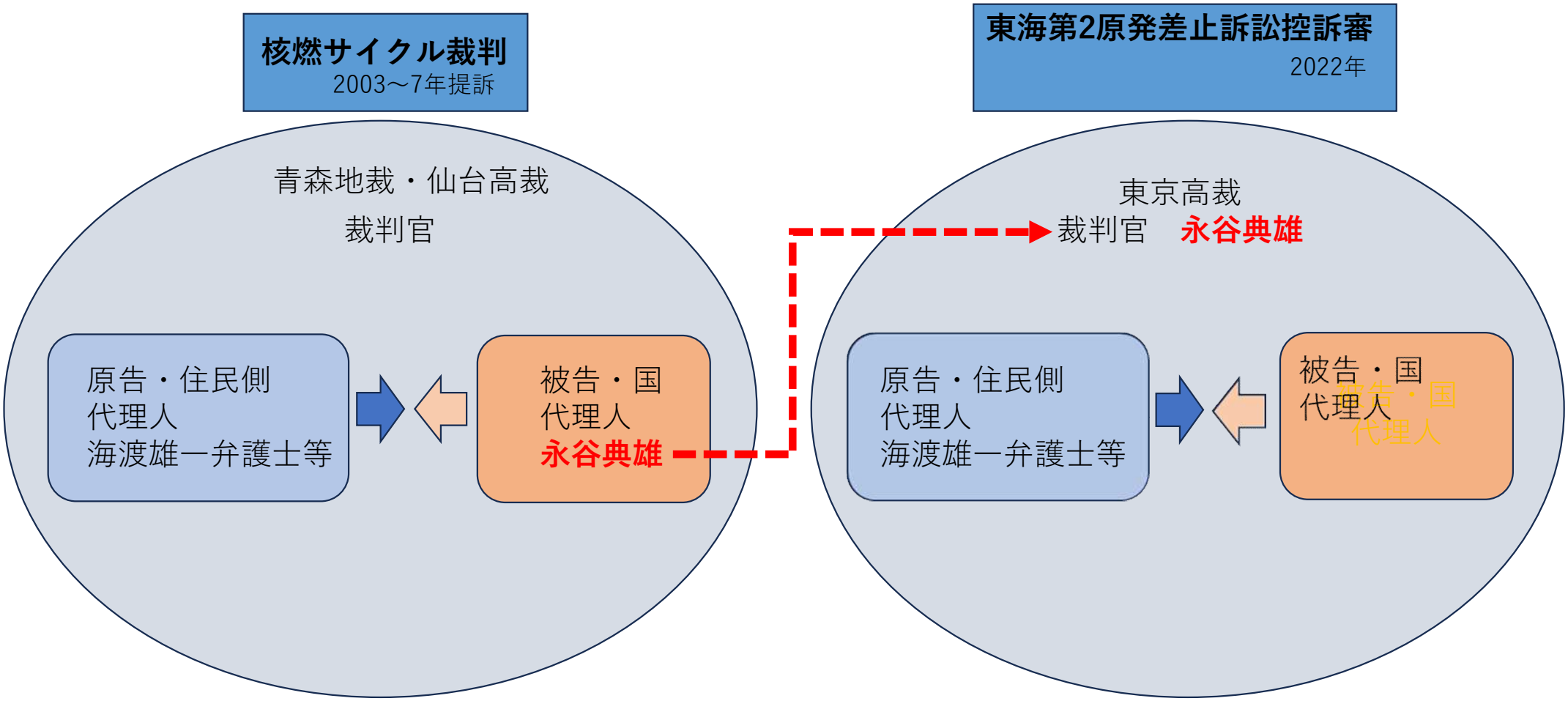
核燃サイクル裁判
2003～7年提訴
青森地裁・仙台高裁
裁判官
原告・住民側
代理人
海渡雄一弁護士等
被告・国
代理人
永谷典雄
東海第2原発差止訴訟控訴審
2022年
東京高裁
裁判官　永谷典雄
原告・住民側
代理人
海渡雄一弁護士等
被告・国
代理人
被告・国
代理人

判検交流

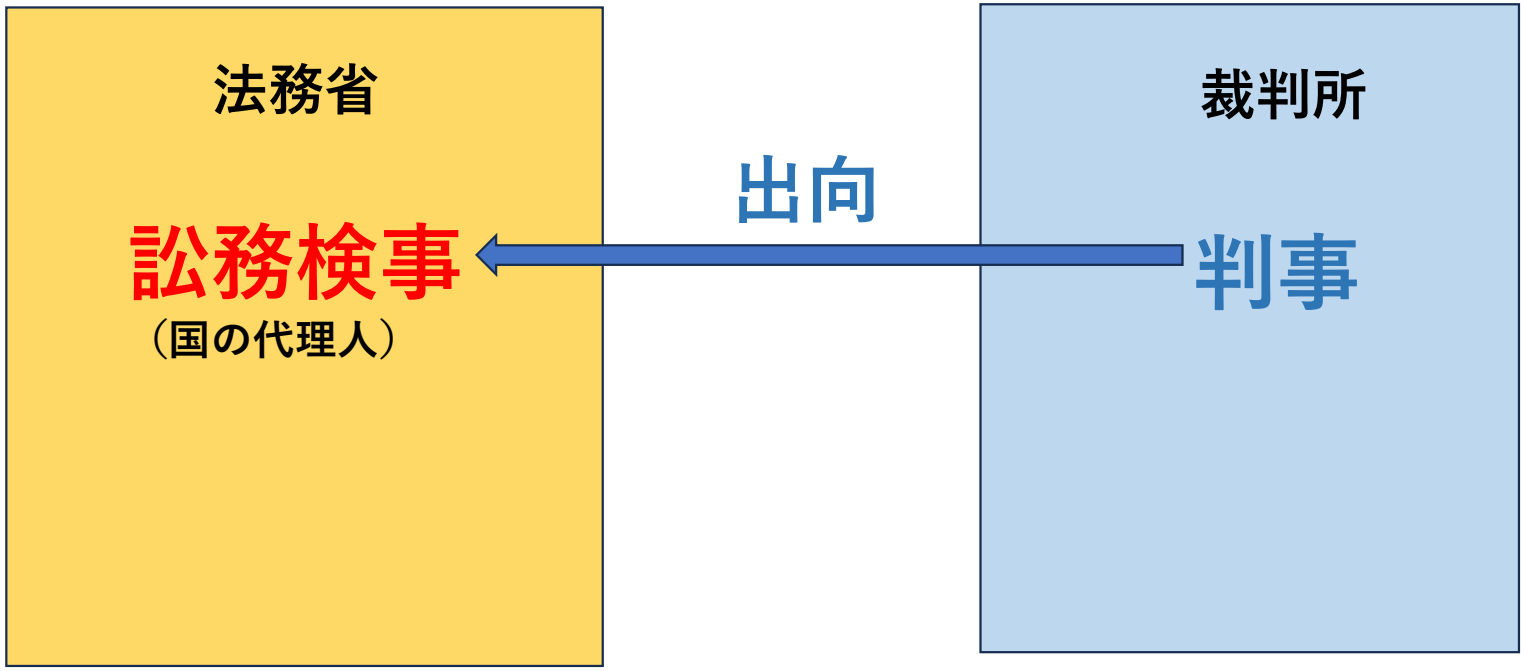

判検交流

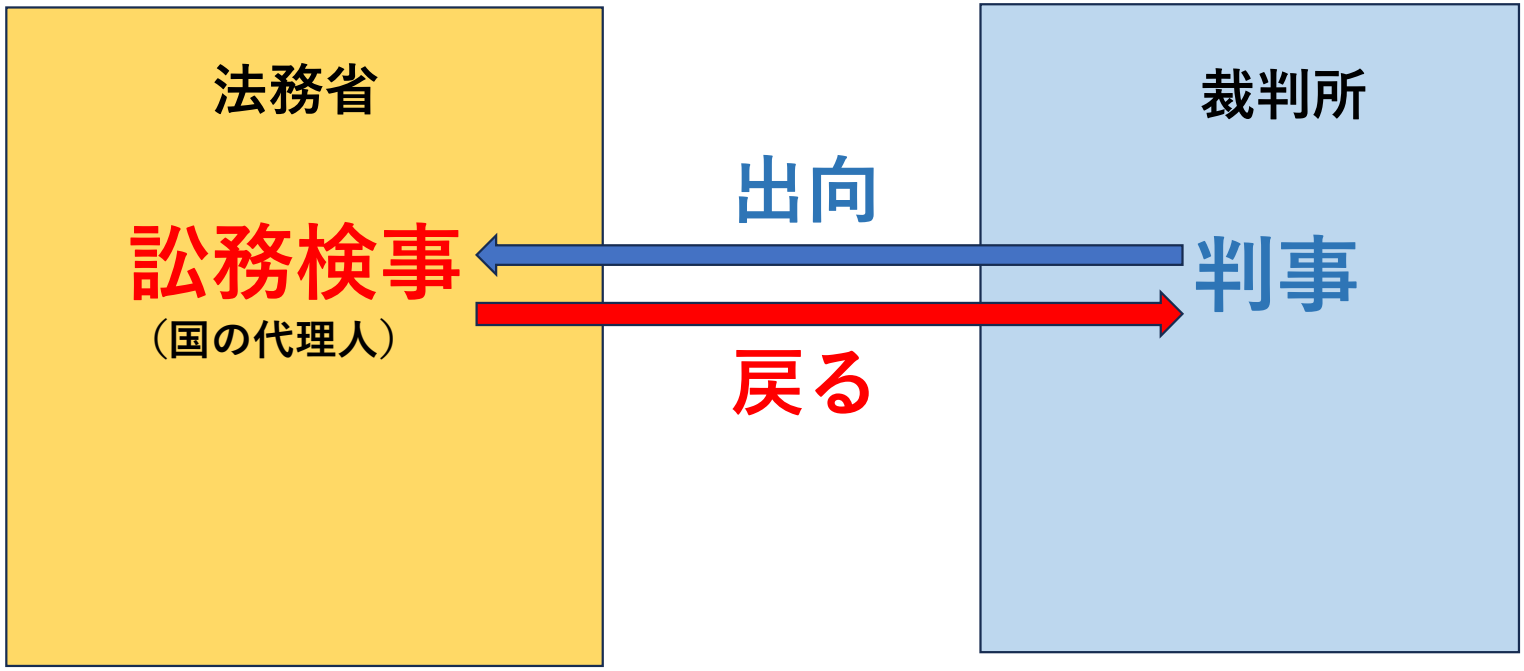

憲法７６条３項

全て裁判官は、良心に従い独立して職権を行い、この憲法および法律のみに拘束される

澤藤 統一郎弁護士

特定の巨大法律事務所が、最高裁裁判官の給源となり、
同時に最高裁裁判官の天下り先ともなっている。
こうして形成された
最高裁と特定の巨大法律事務所とのパイプを中心に、
巨大法律事務所が、裁判所、国、企業の
密接な癒着構造を形作っている。
その構図が、二二年六月の国を免責する異様な最高裁判決
となって顕在化したと言わざるを得ない。
司法の独立の危機は、新たな段階にある。

（『法と民主主義』二〇二三年七月号より）

６・１７
最高裁共同行動

９００人を超える参加者が
最高裁を包囲

＜参加団体＞
原発被害者訴訟原告団全国連絡会　福島原発刑事訴訟支援団　子ども脱被ばく裁判原告団
建設アスベスト全国連絡会　原発避難者の住宅追い出しを許さない会　東電株主代表訴訟原告団
東海第二原発運転差止訴訟原告団　建設アスベスト東京訴訟弁護団　原発事故被害者団体連絡会
「避難の権利」を求める全国避難者の会　避難の共同センター
原発被害者訴訟全国支援ネットワーク・首都圏連絡会　公害総行動実行委員会　たんぽぽ舎
東京地方労働組合評議会　ノーモア原発公害市民連絡会

８月１日
草野耕一判事　岡村和美判事を
弾劾訴追請求

ジャーナリスト、弁護士らが
国会議員２０人で構成される弾劾訴追委員会に
草野・岡村亮判事を弾劾裁判にかけるよう請求

裁判官訴追委員

衆議院選出

委員長　上川 陽子　（自民）
井出 庸生　（自民）
田所 嘉徳　（自民）
岡本 あき子(立憲)
黒岩 宇洋　（立憲）
米山 隆一　（立憲）
美延 映夫　（維新）
西岡 秀子　（国民）
平林 晃　（公明）

第一予備員　井野 俊郎　（自民）
第二予備員　青柳 陽一郎(立憲)
第三予備員　中西 健治　（自民）
第四予備員　吉川 元　（立憲）
第五予備員　阿部 弘樹　（維新）

参議院選出

上野 通子　（自民）
片山 さつき(自民)
古庄 玄知　（自民）
中西 祐介　（自民）
牧野 たかお(自民)
打越 さく良(立憲)
杉 久武　（公明）
青島 健太　（維新）
榛葉 賀津也(民主)
浜野 喜史　（民主）

第一予備員　石井 正弘　（自民）
第二予備員　里見 隆治　（公明）
第三予備員　高木 かおり（維新）
第四予備員　山添 拓　（共産）
第五予備員　仁比 聡平　（共産）

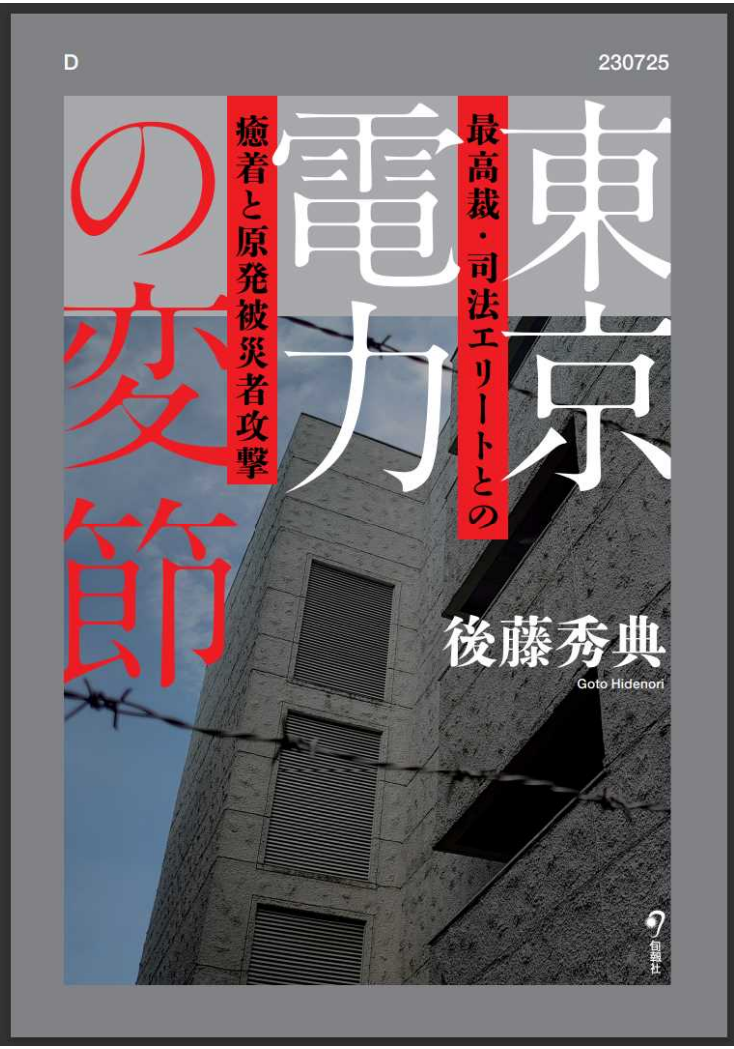
D
230725
東京電力の変節
最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃
後藤秀典
Goto Hidenori
恒新社

発売中